

京都府公報

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
発行所 京 都 府
政 策 法 務 課
電話 (075) 414-4037

〒602-8048 京都市上京区下立売通小川東入
印刷所 中 西 印 刷 株 式 会 社
電話 (075) 441-3155

目 次

告 示	ページ
○随意契約の相手方の決定 (政策環境総務課)	399
○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者等の指定 (高齢者支援課)	〃
○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者等の廃止 (〃)	401
○京都府障害者福祉サービス等利用支援事業費補助金等交付要綱及び障害者自立支援医療特別対策事業費補助金交付要綱の一部を改正する告示 (障害者支援課)	402
○特定水産資源(まさば及びごまさば対馬暖流系群、ずわいがに日本海系群A海域並びにぶり)に関する令和8管理年度における知事管理漁獲可能量の設定 (水産課)	〃

公 告	
○道路の位置の指定 (南丹土木事務所)	403
○建築基準法に基づく一団の土地の区域内の建築物に係る認定の取消し (山城南土木事務所)	〃
○都市計画法に基づく工事完了 (建築指導課)	〃
教 育 委 員 会	
○京都府教育委員会地方機関等処務規程等の一部を改正する訓令	〃
人 事 委 員 会	
○職員の給与、勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則	404

告 示

京都府告示第360号

随意契約の相手方を次のとおり決定した。

令和8年6月30日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 業務の名称及び数量
京都府総合庁舎11施設LED照明賃貸借業務 一式
- 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
京都府総合政策環境部政策環境総務課
京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

- 契約日
令和8年6月12日
- 契約の相手方の名称及び住所
三井住友トラスト・パナソニックファイナンス株式会社
東京都港区芝浦一丁目2番3号
- 契約金額
184,536,000円
- 契約の方法
随意契約
- 随意契約とした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第11条第1項及び地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第8号

京都府告示第361号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項及び第53条第1項に規定する指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定した。

令和8年6月30日

京都府知事 西 脇 隆 俊

申請者の名称	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	指 定 年 月 日
株式会社アシスト	訪問看護	訪問看護ステーションユースフル宇治	宇治市広野町桐生谷25の20 ワイズ ビレッジ102号室	令 8. 4. 1
株式会社LifeShift	〃	訪問看護ステーションフィルケア	〃 木幡熊小路12の34	8. 5. 1
〃	介護予防訪問看護	〃	〃	〃
ファミリー・ウェルネス株式会社	訪問看護	ギフトド訪問看護ステーション京都 宇治事業所	宇治市横島町一ノ坪1の2 ラヴェ ンダーホームズ105号	〃
〃	介護予防訪問看護	〃	〃	〃
株式会社カインドライフ	訪問看護	カインド訪問看護ステーション	相楽郡精華町大字下狛小字下馬9	8. 4. 1
〃	介護予防訪問看護	〃	〃	〃
株式会社GEARBLUE	訪問看護	訪問看護ステーションはぐるま	亀岡市宇津根町矢代出4の12	〃
〃	介護予防訪問看護	〃	〃	〃
合同会社Libra	訪問看護	のぞみりハビリ看護ステーション	亀岡市下矢田町2丁目7の2 エン ジェリア2000の103号	〃
〃	介護予防訪問看護	〃	〃	〃
株式会社アットホーム	訪問看護	アットホーム訪問看護ステーション亀 岡	亀岡市追分町藪ノ下7 イスターナ 今井203号室	8. 5. 1
〃	介護予防訪問看護	〃	〃	〃
医療法人ひまわり会	訪問看護	訪問看護ステーションオレンジ城陽	城陽市寺田乾出北46の2 Tタウン B棟105号室	8. 4. 1
〃	介護予防訪問看護	〃	〃	〃
医療法人福知会	訪問看護	訪問看護ステーション「TONE」	京丹後市峰山町長岡小字糺屋441	8. 4. 9
〃	介護予防訪問看護	〃	〃	〃
株式会社ライフケア	訪問介護	訪問介護一休京都宇治	宇治市広野町桐生谷25の20 ワイズ ビレッジ102号室	8. 4. 1
株式会社SOAR	〃	訪問介護SOAR	〃 五ヶ庄梅林59 ハイネス幸B 棟102	8. 5. 15
株式会社カインドライフ	〃	カインド訪問介護精華	相楽郡精華町大字下狛小字下馬9	8. 4. 1
株式会社ピース・ケア	〃	ヘルパーステーションピース	綾部市延町鳥居12の2	8. 5. 1
株式会社GOATSUPPORT	〃	訪問介護まごのて乙訓	長岡京市長岡1丁目7の6	8. 4. 1
Groove株式会社	〃	訪問介護Konoha	京田辺市大住関屋31の4 喜多源第 一マンション3-21号室	〃
合同会社ぜろいち	〃	ケアサポートオレンジ	木津川市相楽古川21の6 メゾン・ ドゥ・クリヨン105号室	〃
株式会社カインドライフ	〃	カインド訪問介護木津川	〃 城山台1丁目28の1 シニ アライフ木津川内	〃

京都府告示第362号

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第75条第 2 項及び第115条の 5 第 2 項の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者から廃止の届出があった。

令和 8 年 6 月 30 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

申請者の名称	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
株式会社やすらぎ	訪問看護	訪問看護ステーションかがやき	宇治市宇治半白73の31	令 8. 5. 31
〃	介護予防訪問看護	〃	〃	〃
株式会社BRIDGE	訪問看護	訪問看護ステーションありがとう	宇治市五ヶ庄新開14の31	8. 4. 30
〃	介護予防訪問看護	〃	〃	〃
株式会社美カインド	訪問看護	カインドナース桜	相楽郡精華町大字祝園小字長塚18の2	8. 3. 31
〃	介護予防訪問看護	〃	〃	〃
株式会社ハートケア	訪問看護	ハートケア訪問看護ステーション	福知山市夜久野町額田1394の 1	〃
〃	介護予防訪問看護	〃	〃	〃
社会福祉法人与謝郡福祉会	訪問介護	虹ヶ丘ホームヘルパーステーション	与謝郡与謝野町岩屋小字庄内600の3	〃
株式会社大江	福祉用具貸与	株式会社大江福祉用具販売事業部	〃 〃 弓木1136の 3	〃
〃	特定福祉用具販売	〃	〃	〃
〃	介護予防福祉用具貸与	〃	〃	〃
〃	特定介護予防福祉用具販売	〃	〃	〃
社会福祉法人宮津市社会福祉協議会	訪問入浴介護	社会福祉法人宮津市社会福祉協議会	宮津市字鶴賀2109の 2 宮津市地域ささえあいセンター内	〃
〃	介護予防訪問入浴介護	〃	〃	〃
社会福祉法人五十鈴会	通所介護	社会福祉法人五十鈴会大江デイサービスセンター	福知山市大江町二俣1607	〃
合同会社りた	訪問介護	ホームヘルプステーションりた	城陽市寺田北東西21の 4 MAYUMI ハイツ城陽 1 番館 1 階	〃
一般社団法人APDO	〃	訪問介護ひかり	〃 市辺南垣内 2 の39	〃
株式会社TNYT	〃	ヘルパーステーションファミエ	長岡京市長岡一丁目 8 の 6 パルデンス長岡京101号室	〃

株式会社ADVANCE FREE	訪問介護	訪問介護和京田辺	京田辺市大住関屋31の4 喜多源第一マンション3の21号室	8. 3. 31
社会福祉法人ふるさとの会	〃	介護ステーションふるさと	京丹後市網野町小浜613の2	8. 4. 1
社会福祉法人長生園	通所介護	社会福祉法人長生園第2デイサービスセンター	南丹市園部町埴生小山87の1	8. 4. 21
株式会社美カインド	訪問介護	ケアセンターカインド城山台	木津川市城山台1丁目28の1 シニアライフ木津川内	8. 3. 31



京都府告示第363号

京都府障害者福祉サービス等利用支援事業費補助金等交付要綱及び障害者自立支援医療特別対策事業費補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 8 年 6 月 30 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

京都府障害者福祉サービス等利用支援事業費補助金等交付要綱及び障害者自立支援医療特別対策事業費補助金交付要綱の一部を改正する告示

次に掲げる告示の規定中「80万9,000円」を「82万6,500円」に改める。

- (1) 京都府障害者福祉サービス等利用支援事業費補助金等交付要綱（平成18年京都府告示第254号）別表の2の項及び3の項
- (2) 障害者自立支援医療特別対策事業費補助金交付要綱（平成20年京都府告示第4号）別表第2

附 則

- 1 この告示は、令和 8 年 7 月 1 日から施行する。
- 2 この告示による改正後の京都府障害者福祉サービス等利用支援事業費補助金等交付要綱及び障害者自立支援医療特別対策事業費補助金交付要綱の規定は、令和 8 年 7 月 1 日以後の利用、診療又は調剤に係る事業に対する補助金から適用する。



京都府告示第364号

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定により、まさば及びごまさば対馬暖流系群、ずわいがに日本海系群A海域並びにぶりに関する令和 8 管理年度（令和 8 年 7 月 1 日から令和 9 年 6 月 30 日までの期間をいう。）における知事管理漁獲可能量を次のとおり令和 8 年 6 月 30 日に定めた。

令和 8 年 6 月 30 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

特定水産資源	知事管理区分	知事管理漁獲可能量
まさば及びごまさば対馬暖流系群	京都府まさば及びごまさば漁業	現行水準
ずわいがに日本海系群A海域	京都府ずわいがに漁業	25 t
ぶり	京都府ぶり漁業	試行水準

公 告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

なお、その関係図面は、所管の京都府土木事務所に備えておく。

令和8年6月30日

京都府知事 西 脇 隆 俊

指定番号	指 定 年 月 日	所管土木 事務所名	道路の位置	道路の 延 長	道路の 幅 員
南木第50号	令 8. 6. 17	京都府南 丹土木事 務所	亀岡市古世 町一丁目84 の6	m 21.3	最小 m 6.0 最大 6.0

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条の5第2項の規定により、一団の土地の区域内の建築物の認定の取消しを次のとおり行った。

令和8年6月30日

京都府知事 西 脇 隆 俊

認定取消 年 月 日	認定を取り消す区域の土地の地名地番
令 8. 6. 30	木津川市吐師下柏谷19の1の一部、19の5の一部、19の6の一部

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項に関する工事が次のとおり完了した。

令和8年6月30日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 工事が完了した開発区域に含まれる地域
木津川市加茂町銭司神田9の1、10の1、11の一部、12の一部、13
（関連区域）
市有地
- 開発許可を受けた者の住所及び名称
木津川市加茂町銭司金谷2
宗教法人本照寺

教 育 委 員 会

京都府教育委員会教育長訓令第3号

本 庁
地 方 機 関
府 立 学 校
京都府総合教育センター
京 都 府 立 図 書 館
京 都 府 立 郷 土 資 料 館

京都府教育委員会地方機関等処務規程等の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和8年6月30日

京都府教育委員会

教育長 前 川 明 範

京都府教育委員会地方機関等処務規程等の一部を改正する訓令

（京都府教育委員会地方機関等処務規程の一部改正）

第1条 京都府教育委員会地方機関等処務規程（昭和34年京都府教育委員会教育長訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第57条中「参考人」を「参考人、被害者参加人」に、「官公署の召喚に応じて」を「官公署へ」に改める。

別表第1特別休暇の項中「参考人等として官公署の呼出しに応じる」を「参考人、被害者参加人等として官公署へ出頭する」に、「から法令」を「へ法令」に、「参考人等として呼出しに応じる」を「参考人、被害者参加人等として出頭する」に、

「参考人とは、行政不服審査法等にいう参考人である。」を「参考人とは、行政不服審査法等にいう参考人である。被害者参加人とは、刑事訴訟法にいう被害者参加人である。」

に改める。

（京都府教育庁職員服務規程の一部改正）

第2条 京都府教育庁職員服務規程（昭和53年京都府教育委員会教育長訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第11条中「参考人」を「参考人、被害者参加人」に、「官公署の召喚に応じて」を「官公署へ」に改める。

別表特別休暇の項中「参考人等として官公署の呼出しに応じる」を「参考人、被害者参加人等として官公署へ出頭する」に、「から法令」を「へ法令」に、「参考人等として呼出しに応じる」を「参考人、被害者参加人等として出頭する」に、

「 参考人とは、行政不服審査法等という参考人である。」

を

「 参考人とは、行政不服審査法等という参考人である。
被害者参加人とは、刑事訴訟法という被害者参加人である。」

に改める。

(京都府立学校職員服務規程の一部改正)

第 3 条 京都府立学校職員服務規程（平成 2 年京都府教育委員会教育長訓令第 1 号）を次のように改正する。

第 7 条中「参考人」を「参考人、被害者参加人」に、「の呼出しに応じる」を「へ出頭する」に改める。

別表の 2 の表(5)の項中「参考人等として官公署の呼出しに応じる」を「参考人、被害者参加人等として官公署へ出頭する」に、「から法令」を「へ法令」に、「参考人等として呼出しに応じる」を「参考人、被害者参加人等として出頭する」に、

「 鑑定人とは、特別の学識経験に基づき裁判所等からその鑑定事項について意見の報告を命じられた第三者である。参考人とは、犯罪捜査のため、捜査機関により取り調べられる者のうち被疑者以外の者をいう。」

を

「 鑑定人とは、特別の学識経験に基づき裁判所等からその鑑定事項について意見の報告を命じられた第三者である。
参考人とは、行政不服審査法等という参考人である。
被害者参加人とは、刑事訴訟法という被害者参加人である。」

に改める。

(府立学校の副校長及び教頭専決規程の一部改正)

第 4 条 府立学校の副校長及び教頭専決規程（平成 21 年京都府教育委員会教育長訓令第 4 号）を次のように改正する。

第 2 条第 5 号中「参考人」を「参考人、被害者参加人」に、「の呼出しに応じる」を「へ出頭する」に改める。

附 則

この訓令は、令和 8 年 6 月 30 日から施行する。

人 事 委 員 会

職員の給与、勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 6 月 30 日

京都府人事委員会

委員長 辻 幸 子

京都府人事委員会規則106—858

職員の給与、勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与、勤務時間等に関する規則（京都府人事委員会規則 6—2）の一部を次のように改正する。

別表第 16 の 5 の項中「参考人」を「参考人、被害者参加人」に、「の呼出しに応じる」を「へ出頭する」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。